

2023 年 7 月～

保護者 様

千葉市医師会
千葉市教育委員会

臨時療養報告書の提出について

日頃より、本市教育活動にご理解・ご協力いただきありがとうございます。

さて、千葉市では学校保健安全法施行規則に基いた特定の感染症り患後に登校する際、登校許可証明書または療養報告書の提出をお願いしております。

しかし、現在、新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ等、多様な感染症の流行拡大による小児科医療の逼迫を受け、千葉市医師会と協議の上、登校許可証明書の対応について一時的な変更を行います。

対象となる感染症は「ヘルパンギーナ」「手足口病」です。医師の診断の後、学校を欠席する必要が生じた場合には、登校再開の際に保護者の方が以下の「臨時療養報告書」に療養経過を記入し、学校へ提出をお願いします。

「ヘルパンギーナ」「手足口病」の出席停止基準は「全身状態の安定したものは登校可能」です。欠席しない場合は「臨時療養報告書」提出の必要はありません。

.....

千葉市立_____学校長

保護者が記入

臨時療養報告書

_____年_____組 児童生徒氏名_____

_____月_____日（発症日）より療養中のところ、症状が軽快し、下記経過の通りに回復したことを報告します。よって、_____月_____日より登校します。

記

該当疾患に○	疾患名	出席停止期間の目安
	ヘルパンギーナ	全身状態が安定した者とは 「解熱後 24 時間以上経過し、口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく食事がとれ、学校での活動に通常通り参加できる状態に回復していること。」
	手足口病	

受診した医療機関名（_____）

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

保護者氏名_____